

政務調査研究活動実績報告

高知県議会議員 岡田竜平

「改定地方自治法における自治体への指示権を濫用行使しないことを求める意見書」への賛成討論

○この度の法改定で付け足された「指示権」にはその必要性や正当性を根拠付ける立法事実がなく、国と地方自治体の「対等協力の関係」から「上下主従の関係」の一部復活といえます。このままでは、時の政権が恣意的な行使をする危険性があり、地方自治体側からも「分権逆行」の批判が高まっております。

地方自治体は、地方自治において地域の状況を丁寧に斟酌、そしてその具現化を図ることが求められ、指示権行使の必要性はなく「国は財政的支援をしっかりと行い、地方は用途を決定しその責任を負う。」この点の明確化こそ地方分権には必要な考え方です。

知事の政治姿勢

○知事は行政運営に対して中立の立場から公明・公正な政策立案および予算の執行に向け、県民に疑念を抱かれぬよう努めなければなりません。

・知事と政治資金パーティー

浜田知事が代表を務める政治団体が主催する政治資金パーティーにおいて、行政の仕事を請け負っている企業・団体からのパーティー券の購入を知事は容認しており、県民から賄賂的性格があるのでは、との指摘があります。この度の「政治資金規正法」改正に至った騒動を知る県民感情としては、(約 5,000 億円/年の予算執行権のある知事であれば) 献金については利益誘導が危惧される企業・団体献金から個人献金に切りかえていくことが理想であり、行政の公平性を保つには、法とは別に自制する姿に期待をしたいのは当然といえます。

★「政治資金規正法」第二条の2では、「その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように」とその基本理念が記されています。合法であっても、法律自体が現代の世論に追いついておらず、そうでなくても道義的責任があり、知事は県民に甘受を求めるべきではありません。

土砂災害と森林施業の関連性（熊本豪雨の教訓）

○熊本県令和2年7月豪雨では、山腹崩壊などの山地被害は761か所で発生し、それらによる家屋被害は9,924棟、県内67名もの貴い命が奪われました。激甚災害が起こる度に、「この教訓を後世に生かして欲しい」との被災地からの思いを受け取ります。

- ・皆伐地の集材路と土砂災害の発生についての研究の必要性

近年は自然の猛威に直面し激甚災害が多発しており、県内でも間伐に対し、より生産性の高い皆伐が推進されている現状を鑑みますと、土砂災害を未然に防ぐよう、土砂の流出に配慮した施業が求められております。東京大学大学院で森林流域管理学専門の蔵治光一郎教授にもアドバイスをいただきましたが、森林施業と土砂災害の因果関係が一定証明されております。そこで、県施策として進める皆伐に対し、危機管理の観点から「実態の調査・研究」が必要です。

＊皆伐：全ての木を一度に伐採すること

- ・土砂災害特別警戒区域と森林施業の関係性

急勾配や谷状で水が集まる斜面では崩壊が起きやすく、そういった場所での森林施業は最低限配慮されるべきです。しかしながら、土砂災害特別警戒区域「土砂災害防止法」と、そこに土砂が流れてくる可能性のある上流域の森林の伐採規制「森林法」には相関関係がなく、法に隙間ができています。そこで、県独自で災害予防を考える視点が必要です。

★高知県内の皆伐面積は数字のあるこの11年で約7千haと急増し、そこに開設されております集材路の総延長は少なくとも1千キロを超えていることとなります。県も、皆伐地に開設された集材路を起点とした土砂災害の危険性を認めています。そんな中で進める本県林業政策に不安を感じている住民に、十分な説明責任を果たさなければなりません。

- ・その他の質問

- ・第6期南海トラフ地震対策行動計画・高知県地域防災計画における「皆伐地における集材路を起点とした災害対策」の視点について
- ・「森林作業道作設指針」及び「皆伐と更新に関する指針」を施業者が遵守することについて

生きづらさを抱えた人への支援

○法整備の遅れなどの要因により、支援体制はまだ十分とはいえません。弱者支援は公の当然のつとめといえますが、その支援の枠組みから漏れないよう、家族が口外しづらかったりする現状を考え、当事者とその家族の声を積極的に集めることが大事であるといえます。

- ・グレーゾーンの子どもへの対応

専門家による明確な診断基準に照らし合わせ、そこに該当しなかった子どもたちは支援の枠から外れ、さらに深刻な困難を抱える場合もあります。そういった場合への課題意識を持つこと、そして学校という場から逃げ出せる場所があるという、選択肢の提供も望まれています。

- ・精神障害者への医療費助成

県にある「重度心身障害者医療費助成制度」には、3障害(知的・身体・精神)のうち精神障害は含まれておらず、このような対応は、全国で6県のみとなっております。精神障害を理由とした医療費負担による生活苦は、即刻回避される状況をつくらなければなりません。

現在、「重度心身障害児・者医療費助成事業に係る関係者会議」が設置され、制度構築に向けた検討が始まりました。

★民法第877条では、障害者・健常者問わず、当事者に対しご家族には扶養義務があるとされています。もちろん、親が子の養育義務を負うのは当然ともいえますが、障害者のいる家庭におい

ては「家族の扶養義務」があることで公的な支援サービスが充実しないのではないかと指摘も
ございます。家族にのみに過剰な負担をかけるのではなく、社会的な支援が必要です。

- ・その他

- ・放課後等ディサービスの確保について
- ・精神障害者の就労支援
- ・知的・精神障害者からの暴力への警察対応

県の製造品全体の出荷額が最新の数字で令和3年の 6,015 億円に対して、紙産業の出荷額が
796 億円、割合にして 13.2%と多くを占め、3,026 人もの雇用が生まれています。人口減少化で
あっても、持続的に維持・成長していくためには、県をあげて応援していく必要がある分野です。

- ・外商支援

社会経済構造の変化に対応した持続的な成長の促進のためには、企業の営業力強化が欠かせま
せんが、県内では小ロットで多品種を生産している企業が多く、さまざまな市場ニーズに応えら
れる企業集積があることが本県紙産業の強みです。しかしながら、中小零細企業が多く積極的に
営業を展開できる体制を備えられておらず、この部分への支援が必要といえます。

- ・労働災害回避に向けた DX(デジタル トランスフォーメーション)化

紙産業を含む製造業では、休業 4 日以上「はさまれ・巻き込まれ」事故が毎年 160 件以上起
きています。中でも紙産業は歴史が古く、稼働する機械の老朽化、さらに、24 時間 3 交代にお
いての夜間作業は、特に労働災害が発生しやすいようです。「生産性向上だけでなく、安全性向
上に向けた DX 化」への支援が必要です。

★高知県の商圈と物流の転換点といえる「四国横断自動車道川之江―大豊間の開通」から 30 年
余りが経ちました。経済活性の外商施策と合わせ、それを支える貴重な労働者の身体と生命を守
る取り組みも併せてこそ、本当の産業振興といえます。

- ・その他

- ・事業継承について
- ・外部団体との連携や外商コーディネーターとの密接な関係構築による取り組みについて
- ・庁内への外商専門員の必要性について

○南海トラフ地震対策

- ・災害救助犬

南海トラフ地震発生時には、倒壊家屋や津波が引いた後の瓦礫現場・土砂災害の現場において、
最先端の捜索資機材と比べ現場到着からの展開の早さなどのメリットのある災害救助犬による
生存者の捜索活動が期待されています。しかしながら、現在確認できた災害救助犬は県内で 1 頭
です。そこで、発災後 72 時間以内の捜索活動に災害救助犬が活躍できるよう、育成や啓発活動
を進める必要があります。

なりません。そこで、災害救助犬とその指導手を「消防団の機能別団員」として市町村が受け入れることで、その育成を図ることを提案しました。

○高知龍馬マラソン

・今後の発展に向けて

スポーツツーリズム推進による持続的な価値向上の好循環へ、実行委員会の運営基盤を強固にするステージにあると考えます。そこで、本事業の持続的で健全な運営に向け「スポーツ振興」「地域の連帯性」「観光消費」「地域ブランド」を意識し、そして多様化するスポーツツーリストのニーズに対応しながら、さらなる発展に向け引き続き取り組む必要があります。

★私自身、この度3度目の出走をしました。30キロ以降は、マラソンの洗礼を受け自身の限界も知ることができました。一方で、11回目を迎えた高知龍馬マラソンは、「する」「観る」「支える」が県民レベルで成熟しつつあり、よさこい祭りのように高知に根付いてきていると感じました。今後も、地方ならではの、高知ならではの競争優位性に、さらに磨きを掛けていただきたいと思います。